

「『東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）等により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

１ 事業所得等の特例（震災特例法 10 等）の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、震災特例法通達（法人税関係）の取扱いに準じた所要の整備を行う（震災通（所）10 の５－４等）。

２ その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。